

8 空家等に関する相談機会の充実（基本方針⑤） 及び空家等対策における実施体制・相談体制

8-1 住民等からの空家等に関する相談機会の充実

空家等対策においては、専門家への相談制度の関心が高いことから、空家等対策の全体にわたって、様々な相談に応じる機会を充実します。

(1) 空家等に関する相談機会の充実

所有者等がより相談しやすい環境を整備するため、「小金井市における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定」に基づき、不動産売買や流通・建築・法律・金融等に関する地域の専門家団体との共催により実施している住宅相談会や相談対応の継続等、空家等に関する相談機会の充実を図ります（相談窓口は P41～42 参照）。

【小金井市の取組み紹介】

小金井市における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定

空き家の有効活用、適正管理、空き家の発生の未然防止等を推進するため、不動産、建築、法律等の専門家団体及び金融機関の 10 団体と、協力・連携に関する協定を締結しています。

【平成 28 年 11 月 28 日協定締結】

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 多摩中央支部
- ・一般社団法人 東京都建築士事務所協会 南部支部
- ・一般社団法人 北多摩建設業協会 小金井建設協会
- ・東京司法書士会・東京司法書士会 府中支部
- ・東京土地家屋調査士会 府中支部
- ・東京都行政書士会 多摩中央支部
- ・みずほ銀行 小金井支店



【平成 30 年 10 月 19 日協定締結】

- ・東京弁護士会・東京弁護士会多摩支部・第一東京弁護士会・第一東京弁護士会多摩支部・第二東京弁護士会・第二東京弁護士会多摩支部
- ・東京税理士会 武蔵野支部



(2) 関連団体等との連携による情報提供

関連団体等が実施している相談窓口や相談会の情報等を共有・発信し、空家等に関して心配事を抱えている所有者等に対して適切な情報提供を行います。



(3) 関連事業の周知・活用促進

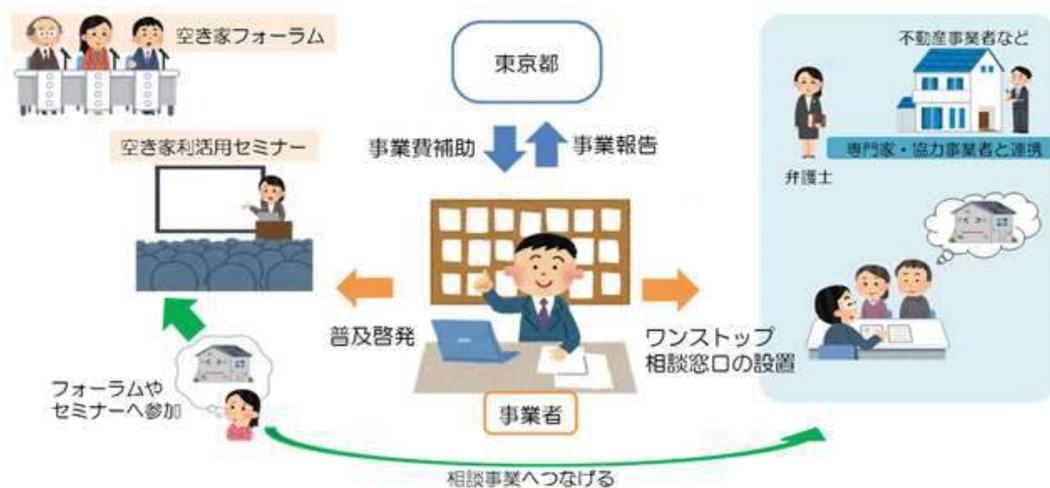
東京都による空き家相談事業など、関連事業について周知を行い、空家等に関する相談窓口の活用促進を図ります。

【参考】東京都の取組み 東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業

東京都が選定した事業者が、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理に関する普及啓発の取組みと、空き家所有者等からの相談に無料で応じるワンストップ相談を一体的に実施します。

【普及啓発事業】空き家の問題についての知識・情報提供を行うため、セミナー、フォーラム等を開催

【相談事業】無料のワンストップ相談窓口を設置し、相続や売却、賃貸、管理、利活用等の様々な情報を提供



図：東京都 HP より

8-2 関連機関・団体等との連携

空家等に関する対策については、関係法令が多岐にわたるとともに、対応のあり方も状況によって異なるため、複数の関連機関や団体、専門家等と連携して対応する必要があります。

本市においては、「小金井市における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定(P39参照)」に基づき、空家等に関する相談対応等を行っており、専門機関・団体等の連携により空家等対策を実施してまいります。

■空家等に関する相談窓口

空き家の売買や賃貸に関すること

○公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部

電話番号：0422-26-5891

予約時間：毎週 火・木曜日 10:00～12:00（2時間）（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：事前予約の上、調整した日時に支部事務局または小金井地区相談コーナーにて

○公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部

電話番号：042-316-7822

受付時間：月・火・木・金曜日 10:00～16:00（祝休日、年末年始を除く）

空き家の耐震、リフォーム、改修工事に関すること

耐震診断・設計について

○一般社団法人 東京都建築士事務所協会南部支部府中部会

電話番号：042-363-1100

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

耐震改修工事・その他工事について

○一般社団法人 北多摩建設業協会小金井建設協会

電話番号：042-322-5438

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること

○東京司法書士会

電話番号：03-3353-2700

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～15:45（祝休日、年末年始を除く）

空き家の敷地境界に関すること

○東京土地家屋調査士会府中支部

電話番号：042-325-3589

予約時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間：事前予約の上、調整した日時に原則来訪のこと

空き家の所有者と相続人の調査確認、死後事務委任契約、資産の有効活用や手続きに関すること

○東京都行政書士会 市民相談センター

電話番号：03-5489-2411

受付時間：月曜日～金曜日 12:30～16:30（祝休日、年末年始を除く）

住宅増改築融資、空き家の有効活用に係る融資に関すること

○みずほ銀行小金井支店

電話番号：042-381-0220

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

空き家の相談、成年後見、財産管理、契約、紛争の解決に関すること

○東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会

東京三弁護士会空き家相談窓口

電話番号：03-3595-9100

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00（祝休日、年末年始を除く）

税金に関すること

○東京税理士会納税者支援センター

電話番号：03-3356-7137

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～15:30（祝休日、年末年始を除く）

※平成30年10月現在の問合せ先になります。変更されている場合があります。

8-3 その他連携先

前項の関連機関・団体以外に、本計画中で参考として取り上げた取組みを実施している機関・団体について、問合せ先を一覧します。

■ その他問合せ先

不動産担保型生活資金の相談や成年後見制度の相談に関すること

○ 社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

電話番号：042-386-0294（代表）

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝休日、年末年始を除く）

空き家管理サービスに関すること

○ 公益社団法人 小金井市シルバー人材センター

電話番号：042-383-6141

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝休日、年末年始を除く）

死後事務委任契約や成年後見制度、遺言に関すること

○ NPO 法人 シニアサポート多摩

電話番号：042-400-5264

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

100円管理サービスや空き家の管理・活用・相続に関すること

○ NPO 法人 空家・空地管理センター

電話番号：0120-336-366

受付時間：9:00～17:00（年末・年始を除く）

マイホーム借上げ制度に関すること

○ 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）

電話番号：03-5211-0757

受付時間：9:00～17:00（年末・年始を除く）

※平成30年10月現在の問合せ先になります。変更されている場合があります。

8-4 庁内の実施体制

(1) 空家等対策の実施体制

空家等対策協議会で決定した方針を受けて、空家等対策庁内検討委員会で空家等の対策が必要な事項について検討します。

庁内においては、地域安全課が総合窓口となり、空家等の状況に応じて対応する各課への案内及び個々の空家等の対策について協議及び情報共有等を行います。

(2) 既存の窓口の活用と整備

空家等対策にあたっては、既存の窓口を活用して、空家等に対して適切に対応できる体制を整えます。

■ 庁内の空家等に関する窓口

